

令和8年度 介護保険料 4、6、8月特別徴収のお知らせ

令和8年度の介護保険料のうち、4、6、8月の特別徴収(年金からの天引き、以下「年金天引」とします)の額が決定したので同封の通知書のとおりお知らせします。

介護保険料の納付につきましては、国で定める法律に基づき、年金天引により納付いただきますので本お知らせ及び同封の通知書を確認してください。

ご不明点などがあればお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、オンラインフォームであれば、24時間受付可能です。

問い合わせ先

可児市役所 福祉部 介護保険課
介護保険係
TEL 0574-62-1111 内線 3224、3225

オンラインフォーム

二次元コードをスマートフォン
などで読み取ってください。



令和8年度から介護保険料の年金天引が始まる人

① 対象者

原則、令和7年度以前に「満65歳になった人」や「可児市に転入した人」等で、令和8年4月時点で年額18万円以上の年金を受給している人。

② 開始時期

年金天引の開始時期は「満65歳になった月」や「転入した月」によって異なり、おおむね次のとおりです。

転入月又は65歳到達月	令和7年9月以前	令和7年10月～11月
年金天引の開始予定月	令和8年4月	令和8年6月

※年金天引の開始月が6月の人は、本来6回に分けて年金天引される保険料が令和8年度は5回で年金天引されることとなり、1回あたりの年金天引額が多くなることをご了承願います。

③ 年金天引額

年金天引額は原則、次のとおり定められています。

上半期			下半期		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和7年所得等が確定していないため、【令和6年中の所得等をもとに仮計算した年間保険料額÷6回】の額を、年金天引開始月から徴収いたします。			令和7年所得等の確定後、6月中旬頃に決定し通知いたします。		

令和7年度に年金天引の対象になっていた人は裏面を確認してください。



令和7年度に続き年金天引で介護保険料を納めていただく人

① 対象となる人

令和7年度に介護保険料が年金天引となっていた人で、令和8年4月時点で年額 18 万円以上の年金受給が決定している人。

② 年金天引額

年金天引額は、原則、次のとおり定められています。

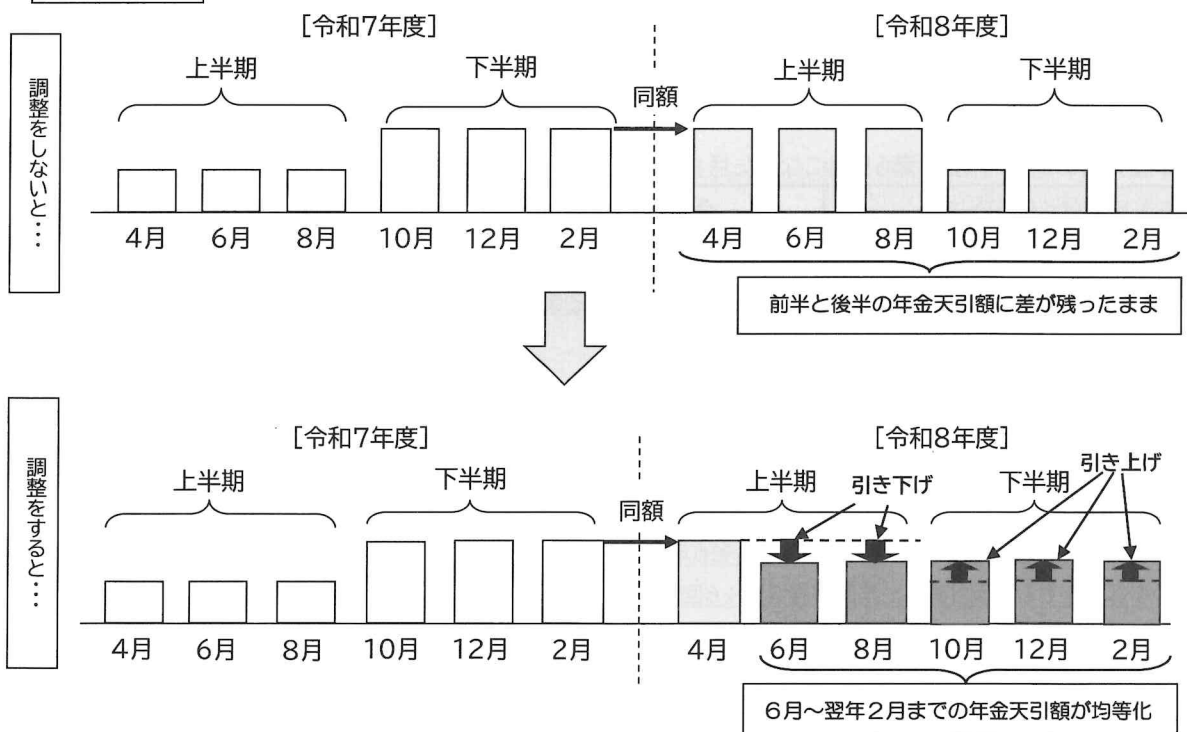
上半期			下半期		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和7年所得等が確定していないため、原則、令和8年2月の年金天引額と同じ額を徴収いたします。			令和7年所得等の確定後、6月中旬頃に決定し通知いたします。		

③ 上半期と下半期の額の差が大きくなると予想される人

年金天引の額は、原則上記のとおりとなっていますが、令和7年度の上半期(4、6、8月)と下半期(10、12、2月)の差が大きい人は、令和8年度以降も上半期と下半期の差が偏ったままになります。

そこで、令和8年度の上半期と下半期の差が大きい人は、6月以降の年金天引額ができるだけ均等となるように調整しました。

イメージ図



ご注意いただきたい事項

- ・上記の逆で令和8年度の上半期の年金天引額が下がる場合は、6月と8月の年金天引額を引き上げて、下半期の年金天引額が均等に近づくよう調整します。
- ・均等化の調整を行っても、令和8年度の介護保険料総額(1年間の年金天引額)は変わりません。
- ・令和7年度と所得段階が変わった場合は、均等になりません。